

# 富岡ふれあいまちづくり委員会会則

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人事（第5条—第10条）
- 第3章 会議（第11条—第13条）
- 第4章 会計（第14条—第17条）
- 第5章 会則の変更及び解散（第18条・第19条）
- 第6章 雜則（第20条・第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （設置）

第1条 富岡地域振興計画の実施により、富岡地区の住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、富岡地区の課題解決に努め、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進する目的（以下「目的」という。）をもって、富岡ふれあいまちづくり委員会（以下「本会」という。）を設置する。

#### （事務所）

第2条 本会は、事務所を富岡公民センターに置く。

#### （事業）

第3条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流及び親睦に関すること。
- (2) 生活環境の保全及び美化に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 子どもの健全育成に関すること。
- (6) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要なこと。

#### （組織）

第4条 本会は、目的に賛同する次に掲げる個人及び団体（以下「会員」という。）で組織する。

- (1) 富岡地区に住所を有する個人
- (2) 富岡地区で活動する個人及び団体

### 第2章 人事

#### （役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 運営委員 部会長及び副部会長を含む20人以内
- (4) 事務局長 1人
- (5) 監事 2人

#### （選任等）

第6条 役員（運営委員のうち部会長及び副部会長を除く。）は、総会において選任する。

2 監事は他の役員及び職員を兼ねることができない。

#### (職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 運営委員は、本会の業務に参画する。
  - 4 事務局長は、本会の会計に係る事務及び庶務を総括する。
  - 5 監事は、本会の会計、財産及び業務執行の状況を監査する。

#### (任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (職員)

- 第9条 本会に職員を置くことができる。
- 2 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務を処理する。
  - 3 職員は、会長が任免する。

#### (顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の業務に関して意見を述べ又は助言を行う。
  - 3 顧問は、会長が委嘱する。

### 第3章 会議

#### (総会)

- 第11条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、役員及び部会員（以下「役員等」という。）をもって構成する。
  - 3 総会は、次の事項について議決する。
    - (1) 富岡ふれあいまちづくり委員会会則（以下「会則」という。）の変更
    - (2) 事業計画及び収支予算
    - (3) 事業報告及び収支決算
    - (4) 役員の選任及び解任
    - (5) 本会の解散
    - (6) その他本会の運営に関する重要事項
  - 4 定期総会は毎事業年度1回、臨時総会は必要に応じて開催し、会長が招集する。
  - 5 総会の議長は、その総会において、出席した役員等から選出する。
  - 6 総会は、役員等総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。
  - 7 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した役員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、役員（監事を除く。）をもって構成する。

- 2 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催し、議長は、会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会の議事は、構成する役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(部会)

- 第13条 本会に、目的を達するために必要な部会を置くことができる。
- 2 部会は、会員から選出された者及び公募に応じた者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
  - 3 各部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
  - 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。
  - 5 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
  - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 7 部会長及び副部会長は、運営委員を兼ねるものとする。

#### 第4章 会計

##### (経費)

- 第14条 本会の経費は、市の助成金、事業収入その他の収入をもって充てる。  
(事業計画及び予算)

- 第15条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。  
(事業報告及び決算)

- 第16条 本会の事業報告書及び収支決算書は、事業に係る年度（以下「事業年度」という。）終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、当該年度終了後2か月以内に総会の議決を経なければならない。  
(事業年度)

- 第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
第5章 会則の変更及び解散

##### (会則の変更)

- 第18条 本会が、会則を変更しようとするときは、総会に出席した役員等の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。  
(解散)

- 第19条 本会が解散するときは、総会に出席した役員等の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

#### 第6章 雜則

##### (告知)

- 第20条 事務局は、本会の運営及び事業等に関する情報を、会員に対して積

極的に告知するよう努めるものとする。

(細則)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この会則の施行の日以後、本会の最初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 この会則の施行の日以後、本会の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成29年3月31日までとする。